定　　款

MIRAINIホールディングス株式会社

第１章　総則

（商号）

第１条　当会社は、MIRAINIホールディングス株式会社と称し、英文ではMIRAINI HOLDINGS CO., LTD.と表示する。

（目的）

第２条　当会社は、次の事業を営む会社（外国会社を含む。）および組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他の事業体の株式または持分等を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配し、管理することを目的とする。

（１）　電気計測装置および電子応用装置の製造販売ならびに輸出入
（２）　医療用機械器具の製造販売および輸出入
（３）　電子回路用部品の仕入販売、輸出入、企画、開発、設計、製造加工、賃貸および保守
（４）　電気通信機器、光通信機械器具、電子応用機械器具、電気機械器具およびこれらに関連する装置および線材（これらの機械器具または装置に使用される半導体素子、集積回路等の部品、素材その他関連用品を含む。）の開発、設計、製造加工、仕入販売、輸出入、賃貸ならびに保守
（５）　コンピュータシステムおよびソフトウェアの企画、開発、設計、制作販売、仕入販売、輸出入、賃貸ならびに保守
（６）　電気工事業および電気通信工事業
（７）　労働者派遣事業
（８）　古物売買業
（９）　金銭の貸付、債務の保証および引き受け、各種債権の売買ならびにその他の金融業
（１０）　情報システムに関する企画、設計、開発、構築、保守および運用に関する業務
（１１）　インターネットを利用したアプリケーションソフトウェアの開発およびライセンス販売に関する業務
（１２）　情報通信サービス業
（１３）　情報処理サービス業および情報提供サービス業
（１４）　第３号、第４号、第５号、第12号および第13号の事業に関するコンサルティング
（１５）　合成樹脂その他の化学品および金属の加工、販売ならびに輸出入

（１６）　前各号に付帯する一切の事業

２ 当会社は、前項各号に定める事業およびこれに付帯または関連する一切の事業を営むことができる。

（本店等の所在地）

第３条　当会社は、本店を東京都港区に置く。

２ 当会社は、前項の本店とは別に、本社を愛知県名古屋市および東京都港区に置く。

（機関の設置）

第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

（１） 取締役会

（２） 監査等委員会

（３） 会計監査人

（公告方法）

第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

第２章　株式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、１億株とする。

（単元株式数）

第７条　当会社の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株式についての権利）

第８条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１） 会社法第189条第２項各号に掲げる権利

（２） 会社法第166条第１項の規定による請求をする権利

（３） 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割

当てを受ける権利

（４） 第11条に定める請求をする権利

（株式取扱規程）

第９条　当会社の株式に関する取扱いは取締役会の定める株式取扱規程による。

（株主名簿管理人）

第10条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

（単元未満株式の売渡請求）

第11条　単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当会社に請求することができる。

第３章　株主総会

（基準日）

第12条　当会社は、毎年３月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

（招集の時期）

第13条　当会社の定時株主総会は、毎年６月にこれを招集する。臨時株主総会はその必要があるときに随時これを招集する。

（招集権者および議長）

第14条　株主総会は、取締役である社長執行役員が招集し、その議長となる。取締役である社長執行役員に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

（決議要件）

第15条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

２ 会社法第309条第２項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（電子提供措置等）

第16条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

２ 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

（議決権の代理行使）

第17条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第４章　取締役および取締役会

（員数）

第18条　当会社に取締役15名以内を置く。

２ 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は５名以内とする。

（選任）

第19条　取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。ただし、監査等委員である取締役はそれ以外の取締役と区別して選任するものとする。

２ 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

３ 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（任期）

第20条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２ 監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

３ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監

査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役）

第21条　取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役若干名を選定する。

（取締役会）

第22条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、その議長となる。当該取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

２ 取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

３ 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、取締役会を開催することができる。

４ 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の決議に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

５ 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

６ 当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（執行役員）

第23条　当会社は、取締役会の決議によって、執行役員を定め、当会社の業務を分担して執行させることができる。

２ 取締役会は、その決議によって、執行役員の中から社長執行役員その他の役付執行役員を定めることができる。

第５章　監査等委員会

（監査等委員会）

第24条　監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し、会日の３日前までに発する。

ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

２ 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、監査等委員会を開催することができる。

３ 監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

４ 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選任することができる。

第６章　取締役の責任免除

（取締役の責任免除）

第25条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

２ 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である取締役を除く。）との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第７章　計 算

（事業年度）

第26条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。

（剰余金の配当等）

第27条　当会社は、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

２ 前項のほか、毎年９月30日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

３ 前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

４ 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定める。

（配当金の除斥期間）

第28条　剰余金の配当は、支払開始日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

附 則

（設立時代表取締役）

第１条　当会社の設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時代表取締役 木村 守孝

設立時代表取締役 佐鳥 浩之

（最初の取締役の報酬等）

第２条　当会社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間の当会社の取締役の報酬等の額は、それぞれ次のとおりとする。

（１）　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する金銭報酬等

報酬等の総額は、年額800百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とする。

（２）　監査等委員である取締役に対する報酬等

報酬等の総額は、年額280百万円以内とする。

（３）　譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権

ア 譲渡制限付株式の割当ておよび払込み

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）は、当会社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付し、当会社の普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行または処分に係る当会社の取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当会社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当会社の取締役会において決定する。また、当該金銭報酬債権は、対象取締役が、当該現物出資に同意していることおよび下記エに規定する譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

イ 対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の額

「（１）取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する金銭報

酬等」の報酬等の年額の範囲内で、対象取締役に対する譲渡制限付株式の付与のため支給する金銭報酬債権の額は、年額200百万円以内とする。

ウ 譲渡制限付株式の総数

各事業年度に対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数は、200,000株を上限とする。ただし、当会社の普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当会社は、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

エ 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当会社の取締役会決議に基づき、当会社と、譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものとする（以下、当該対象取締役に対して割り当てられた譲渡制限付株式を「本割当株式」という。）。

（ア）譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、かかる割当てを受けた日から30年間（以下、「譲渡制限期間」という。）、本割当株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、かかる制限を「譲渡制限」という。）。

（イ）譲渡制限付株式の無償取得

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当会社の定時株主総会の開催日の前日までに当会社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）および執行役員、当会社の子会社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）および執行役員、その他当会社の取締役会が定めるいずれの地位からも退任または退職した場合には、当会社は、当会社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式の全部を当然に無償で取得する。また、当会社は、譲渡制限期間が満了した時点において、下記（ウ）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当該本割当株式の全部を当然に無償で取得する。ただし、譲渡制限期間中に、当会社が消滅会社となる合併契約、当会社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その

他の組織再編等に関する議案が当会社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当会社の株主総会による承認を要さない場合においては、当会社の取締役会）で承認された場合であって、当該組織再編等において、当会社以外の当該組織再編等に係る法人が、対象取締役に対して、当該法人の株式（譲渡制限付株式に相当するものに限る。）を交付するときは、当会社は、本割当株式の無償取得を行わない。

（ウ）譲渡制限の解除

当会社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当会社の定時株主総会の開催日まで継続して、当会社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）および執行役員、当会社の子会社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）および執行役員、その他当会社の取締役会が定めるいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当会社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当会社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）および執行役員、当会社の子会社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）および執行役員、その他当会社の取締役会が定めるいずれの地位からも退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

（エ）組織再編等における取扱い

当会社は、譲渡制限期間中に、当会社が消滅会社となる合併契約、当会社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当会社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当会社の株主総会による承認を要さない場合においては、当会社の取締役会）で承認された場合には、当会社の取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当会社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割

当株式を当然に無償で取得する。ただし、当該組織再編等において、当会社以外の当該組織再編等に係る法人が、対象取締役に対して、当該法人の株式（譲渡制限付株式に相当するものに限る。）を交付するときは、当会社は、本割当株式の譲渡制限の解除および無償取得を行わない。

（譲渡制限付株式に係る契約上の地位の承継）

第３条　当会社は、萩原電気ホールディングス株式会社の2018年６月28日開催の第61期定時株主総会において承認可決された譲渡制限付株式報酬制度に基づいて交付がなされた譲渡制限付株式に係る各割当契約書について、2026年４月１日をもって、萩原電気ホールディングス株式会社の契約上の地位および権利義務を承継するものとする。

（附則の削除）

第４条　本附則第１条から第３条は、当会社の最初の定時株主総会終結の時をもって、削除されるものとする。

（沿 革） 2026年４月１日制定